

漁業育成就労協議会決定第3号

令和8年5月28日

最終改正：令和8年8月26日

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

漁業育成就労協議会は、本行動規範の遵守を漁業育成就労協議会運営要領（令和8年4月10日漁業育成就労協議会決定第1号）第3条第1項第1号のイ、ロに規定する構成員（以下「1号構成員等」とする。）及び第4号に規定する構成員（以下「4号構成員」とする。）に強く求めるとともに、これに違反する場合は、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

また、同条第1項第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」とする。）は、自ら関与する1号構成員等及び4号構成員に対し、本行動規範を遵守させなければならない。

1. 漁業分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、1号構成員等及び4号構成員は、関与する2号構成員の指導のもと、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 1号構成員等は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、漁業分野における生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
3. 1号構成員等は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、日本で働くための労働関連法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、以下により適正な雇用環境の確保を推進する。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員等が当該規定を遵守できるよう支援する。
 - ✓ 育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、漁業分野の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
 - ✓ 育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう、当該育成就労外国人に対し指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。

✓ 育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

✓ 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。

4. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の行方不明事案の発生防止に向けた十分な対策を講じるとともに、行方不明とならざるを得ない状況に到らないよう、育成就労外国人に対する適切なサポートを行う。また、行方不明事案が生じた際の対応について、監理支援機関、送出機関等の関係者と取り決めておく。

5. 1号構成員等及び4号構成員は、制度上予定されていない又は不適正な形で職業紹介を行う悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

6. 1号構成員等は、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導するとともに、自らも納付すべき公租公課を適切に支払う。

7. 1号構成員は、当該育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員に当該規定を遵守させなければならない。

8. 1号構成員等は、ヘルメット、ライフジャケットの確実な着用といった労働安全衛生対策の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。特に、育成就労外国人を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには、従事させる業務に関する以下の項目に係る労働安全衛生教育を行わなければならない。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員等に当該規定を遵守させなければならない。

✓ 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 作業手順に関すること。

✓ 作業開始時の点検に関すること。

- ✓ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること。
- ✓ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- ✓ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ✓ その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

9. 1号構成員等は、育成就労計画に沿って育成就労外国人の計画的な育成・評価を行うとともに、水産庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
10. 大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするために、地域住民と育成就労外国人との円滑な共生も含め、受入れ先や地域において育成就労外国人の適切な受入れ環境を整える。
11. 1号構成員等及び4号構成員は、漁業育成就労協議会構成員資格取得要領で定める構成員資格に適合しないこととなったときは、その旨を、1号構成員等においては2号構成員を通じて、4号構成員においては直接、本協議会の事務局に報告する。
12. 本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。
13. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の日常生活における怪我や疾病に対しても、十分な対策を講じる。